

民間社会福祉事業従事者年金共済事業のご案内

【 事 業 概 要 】

1	民間社会福祉事業従事者年金共済事業について	2
2	退職給付について	5
3	退職給付の提出書類について	5
4	慶弔給付について	11
5	各種変更事項が生じた場合	12
6	退職・慶弔給付金のお振込について	12
7	年金共済貸付について	13
8	年金共済事業のQ & A集	14

【 資 料 編 】

1	民間社会福祉事業従事者年金共済事業 規程	15
2	民間社会福祉事業従事者年金共済貸付 規程	24
3	民間社会福祉事業従事者年金共済事業 運営規則	25

この冊子は、年金共済事業へご加入頂きました皆様向けに、制度のご説明や、各種お手続きの方法をまとめたものになります。内容をよくご確認のうえ、退職のお手続きが終了するまで、大切にお持ちください。



2023年4月発行

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

《はじめに》

この度は、横浜市社会福祉協議会 民間社会福祉事業従事者 年金共済にご加入頂きまして、誠にありがとうございます。

この冊子は、年金共済事業へご加入頂きました加入者の皆様に、制度のご説明や、各種お手続きの方法をまとめたものになります。ご退職後、退職金が支払われるまで大切にお持ちください。

ご不明な点がございましたら、各施設・団体の事務担当者の方へお問い合わせいただくか、横浜市社会福祉協議会 施設福祉課（年金共済担当）までお問い合わせください。

また、年に1度「年金共済事業だより」を施設・団体経由にて加入者の皆様にお送りしております。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

【横浜市社会福祉協議会とは】

横浜市社会福祉協議会は、昭和26年3月29日に任意団体として設立し、昭和28年2月5日に社会福祉法人として許可されました。

住み慣れた地域社会の中で、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」という活動理念のもと、住民やボランティア、市民団体の方々など市域の公私福祉関係者ととも、地域福祉活動を中心に、様々な活動を展開する民間団体です。

■ホームページ：<http://www.yokohamashakyo.jp>

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条にもとづき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。

地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得ながら活動することを特長とし、民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織です。

1 民間社会福祉事業従事者 年金共済事業について

【創設の背景】

民間社会福祉事業従事者年金共済事業（以下：年金共済事業）は小規模施設が独自の退職金制度を持たない状況を背景に、社会福祉施設で働く方の処遇整備の要求に応えるため、昭和 35 年に創設されました。

【事業の概要】

「加入者」と「施設（団体）」の双方が拠出した掛金を「社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下：市社協）」に預託し、市社協は掛金管理、運用、給付・貸付事務（退職給付・慶弔給付・年金共済貸付）等を行ないます（非適格年金制度であるため、掛金の損金算入等の税制上の優遇措置はありません）。

[給付の種類]

- ・退職給付・・・加入者が退職する際に退職金を給付します。
- ・慶弔給付・・・加入者の結婚等の祝い金や入院見舞金等を給付します。
- ・年金共済貸付・・・加入者に資金が必要な際に資金をお貸しします。

【加入の主体】

市社協会員である民間社会福祉施設・事業を営む法人又は任意団体等の営業者

- 加入した法人及び個人営業者・任意団体の営業者を「共済契約者」といいます。
- 共済契約者は、その営む施設・団体の長を「共済契約代行者」として指定することで、施設・団体の共済契約に関する事務を代行させることができます（次ページ「制度のしくみ」をご覧ください）。

【加入者の要件】

上記の共済契約者が営む施設に勤務する有給の役職員で、就業規則、労働協約等により、共済事業の受益者とされた者の内、社会福祉の業務に常時従事する者。（正職員でないアルバイト及びパート等の非常勤職員の方も加入できます）。

【事業の運営方法】

共済事業の適正な運営をはかるため、年金共済事業運営委員会を設置し、次の事項を審議することとしています。

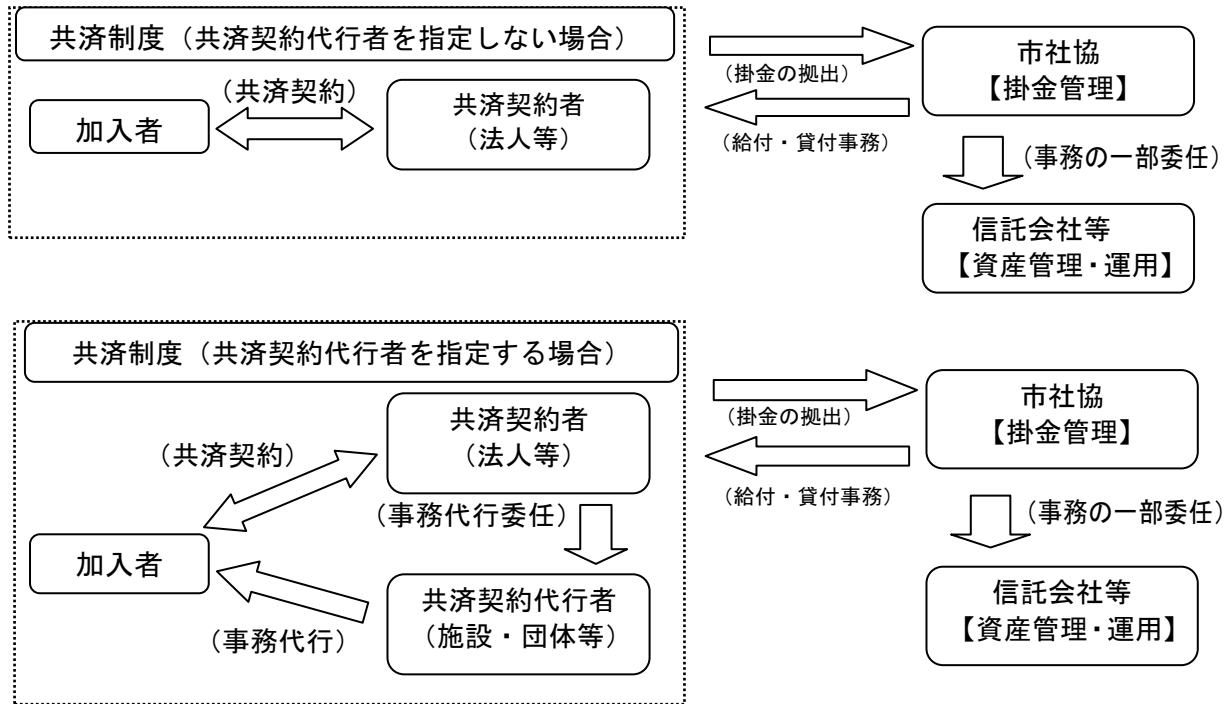
また、運営委員会を構成する委員は、事業規程に基づき定数 15 名以内で、市社協の役員、加入者、関係行政機関の職員及び学識経験者の中から委嘱されています。

[委員会で話し合われること]

- ・共済事業規程及び運営規則の改廃に関する事項
- ・共済事業の財政に関する事項
- ・加入・脱退及び加入期間の通算に関する事項
- ・給付の裁定に関する事項
- ・その他共済事業の運営に関する事項で会長が必要と認めた事項

【制度のしくみ】

本事業に登録した共済契約者（法人等）が加入者と共済契約を結ぶことで成立します。
共済契約者は共済契約代行者（施設・団体等）へ事務を代行させることができます。



【掛金について】

加入者の給与月額（本棒と月により変動のない手当等）を「標準給与等級および掛金月額表（次頁参照）」の標準給与月額にあてはめて算出します。加入者と施設の双方が掛金を負担し、施設にて加入者分掛金と施設分掛金をとりまとめて市社協に毎月納入します。

なお、加入者と施設双方の掛金の負担割合は以下の表のとおりです。

また、育児休業や傷病による休職のため、給与の支給が無く加入者の掛金の負担が困難な場合は掛金の支払を中断することができます。

（ただし、中断期間は年金共済事業の加入期間から除かれますのでご注意ください。）

負担区分	加入者負担分	施設・団体負担分	計
負担割合	22.5/1000	26.5/1000	49/1000

●標準給与月額は、毎月の掛金額や退職給付金額の決定の基礎となるもので、本棒と手当（月により変動する手当や通勤手当を除く）の合計金額を「標準給与等級および掛金月額表」の給与月額にあてはめて算出します。標準給与月額は加入時に決定し、以後は毎年10月に改訂します。（10月～翌年9月までの間に昇給・職種変更・異動等の事情により月額給与の改訂があっても金額の変更はできません。）

例) 本棒 195,000 円、扶養手当 13,000 円、資格手当 2,000 円の新規加入者は、給与月額 210,000 円なので、標準給与等級および掛金月額表にあてはめて、210,000 円～229,999 円の範囲となるので、標準給与等級 15 等級、標準給与月額 220,000 円、そして加入者掛金 4,950 円、施設・団体掛金 5,830 円となります。

【表 1】 標準給与等級および掛金月額表

(単位:円)

等級	標準給与月額	給与月額	掛金額		
			加入者 22.5/1000	施設 26.5/1000	合計 49/1000
1	92,000	～ 94,999	2,070	2,438	4,508
2	98,000	95,000 ～ 100,999	2,205	2,597	4,802
3	104,000	101,000 ～ 106,999	2,340	2,756	5,096
4	110,000	107,000 ～ 113,999	2,475	2,915	5,390
5	118,000	114,000 ～ 121,999	2,655	3,127	5,782
6	126,000	122,000 ～ 129,999	2,835	3,339	6,174
7	134,000	130,000 ～ 137,999	3,015	3,551	6,566
8	142,000	138,000 ～ 145,999	3,195	3,763	6,958
9	150,000	146,000 ～ 154,999	3,375	3,975	7,350
10	160,000	155,000 ～ 164,999	3,600	4,240	7,840
11	170,000	165,000 ～ 174,999	3,825	4,505	8,330
12	180,000	175,000 ～ 184,999	4,050	4,770	8,820
13	190,000	185,000 ～ 194,999	4,275	5,035	9,310
14	200,000	195,000 ～ 209,999	4,500	5,300	9,800
15	220,000	210,000 ～ 229,999	4,950	5,830	10,780
16	240,000	230,000 ～ 249,999	5,400	6,360	11,760
17	260,000	250,000 ～ 269,999	5,850	6,890	12,740
18	280,000	270,000 ～ 289,999	6,300	7,420	13,720
19	300,000	290,000 ～ 309,999	6,750	7,950	14,700
20	320,000	310,000 ～ 329,999	7,200	8,480	15,680
21	340,000	330,000 ～ 349,999	7,650	9,010	16,660
22	360,000	350,000 ～ 369,999	8,100	9,540	17,640
23	380,000	370,000 ～ 394,999	8,550	10,070	18,620
24	410,000	395,000 ～ 424,999	9,225	10,865	20,090
25	440,000	425,000 ～ 454,999	9,900	11,660	21,560
26	470,000	455,000 ～ 484,999	10,575	12,455	23,030
27	500,000	485,000 ～ 514,999	11,250	13,250	24,500
28	530,000	515,000 ～ 544,999	11,925	14,045	25,970
29	560,000	545,000 ～ 574,999	12,600	14,840	27,440
30	590,000	575,000 ～	13,275	15,635	28,910

【法人外異動(いわゆる転職)による継続加入】

年金共済事業加入者が、勤務中の施設から他施設へ転職する際には、所定の手続きが必要になります。また、他施設に転職する場合は、転職先の施設が本共済事業に加入し、かつ連続した月で勤務し、掛金を納入できる場合に限ります。(本共済では法人内外を問わず、他施設へ転職することを「異動」と呼びます。)

異動の場合は「法人外異動届」にご記入頂き、施設印を頂き、それを異動先の施設へ渡します。万が一、異動がなくなり不要となった場合には、速やかに施設・団体に書類を返却するとともに、脱退の手続きをご相談ください。(「法人外異動届」の提出があるまでは、異動前施設に該当加入者の掛金請求を行います。)

【例】社協保育園を3月15日に退職⇒年金保育園に4月30日までに採用⇒継続可能

〃 ⇒年金保育園に5月1日以降に採用⇒継続不可(4月が1ヶ月空いてしまう)

※転職等に伴い大幅に給与月額が変更になる場合でも、加入者の標準給与月額は1年間(10月～翌年9月)変更できませんので、ご注意ください。

2 退職給付について

加入期間が1年以上の加入者が脱退する際に、退職金を給付する制度です。

加入者の加入期間や給付金の受取人によって、給付の種類が区分されております。(P.7参照)

退職給付金の算定基礎となる平均標準給与月額とは、加入期間中の標準給与月額を合計して加入月数で割った金額です。

また、加入期間が6ヶ月以上1年未満の場合は慶弔給付金として10,000円の受給申請ができますが、

6ヶ月未満で脱退すると給付金の支給はありません。

退職給付金の受給金額は規程で定められた支給乗率に基づき支給されますが、おおむね1年以上の加入期間で本人掛金の110%、2年で120%、3年で130%程度の金額の支給となっております。

(注：掛金の中断期間は加入期間に算定されません。)

【脱退の条件】

年金共済事業を脱退する要件は下記の①～⑤のとおりです。

なお下記③～⑤での脱退は退職給付金が1/2に減額されますのでご注意ください。

(本事業規程第10条の2参照)

- ① 加入者が死亡した時
- ② 加入者が退職した時
- ③ 加入者が掛金を3ヶ月以上滞納した時
- ④ 共済契約者が掛金を3ヶ月以上滞納し、共済契約を解除された時
- ⑤ 共済契約者が加入者の同意を得て共済契約の解除を申し出て解除された時

ご注意ください

原則として、上記①～⑤以外の事由による脱退はできませんので、ご注意ください。

3 退職給付の提出書類について

加入期間ごとに必要な提出書類が異なりますので、ご注意ください。

加入期間別	提出いただく書類
1年以上の加入者	・脱退届(様式第11号) ・退職給付金受給申請書(様式第4号の1)
6ヵ月以上1年未満の加入者	・脱退届(様式第11号) ・慶弔給付金受給申請書(様式第4号の3)
6ヵ月未満の加入者	・脱退届(様式第11号)

【退職給付の種類と計算式】

①退職年金（20年保証確定）

- 加入期間が20年以上の加入者に対し、選択により3ヶ月に一度年金を給付します。
（支給開始年齢は60歳、支給期間は20年間、2月・5月・8月・11月に直前3ヶ月分を支給）
※11～1月分を2月、2～4月分を5月、5～7月分を8月、8～10月分を11月に給付します。
⇒ **年金月額 = 平均標準給与月額 × 支給乗率（P.9[表2]の支給乗率）**

②退職年金一時払い

- 加入期間が20年以上の加入者に対し、選択により一度に（一括で）退職金を給付します。
⇒ **一時払金額 = 平均標準給与月額 × 支給乗率（P.9[表3]の支給乗率）**
- 上記①の「退職年金」受給者が残余额の一時払いを希望する際に、残余期間分を一度に給付します。
⇒ **一時払金額 = 毎月の年金額 × 支給乗率（P.10[表4]の支給乗率）**

③遺族年金（20年保証確定）

- 加入期間が20年以上ある加入者が死亡により脱退した場合、その配偶者に対し、3ヶ月に一度（2月・5月・8月・11月）年金を給付します。（支給期間は20年間）
⇒ **年金月額 = 平均標準給与月額 × 支給乗率（P.9[表2]の支給乗率）**
- 上記①の「退職年金」受給者が年金受給開始後20年未満で死亡し、配偶者が引き続き年金での受給を希望した場合に給付します。
⇒ **年金月額 = 上記①の年金月額と同額**
支給期間 = 20年 - 上記①の退職年金受給期間
※遺族年金の失権：遺族年金を受ける権利を有する配偶者については、死亡や婚姻時及び死亡した加入者との親族関係が離縁によって終了した時はその権利を失います。（参照：事業規程第11条の3）

④遺族年金一時払い

- 加入期間が20年以上ある加入者が死亡により脱退した場合にその遺族（配偶者含む）に対し、一度に退職金を給付します。
⇒ **一時払金額 = 平均標準給与月額 × 支給乗率（P.9[表3]の支給乗率）**
- 上記③の「遺族年金」受給者が年金受給開始後20年未満で死亡し、遺族が残余额の一時払いを希望する際に、残余期間分を一度に給付します。
⇒ **一時払金額 = 毎月の年金額 × 支給乗率（P.10[表4]の支給乗率）**

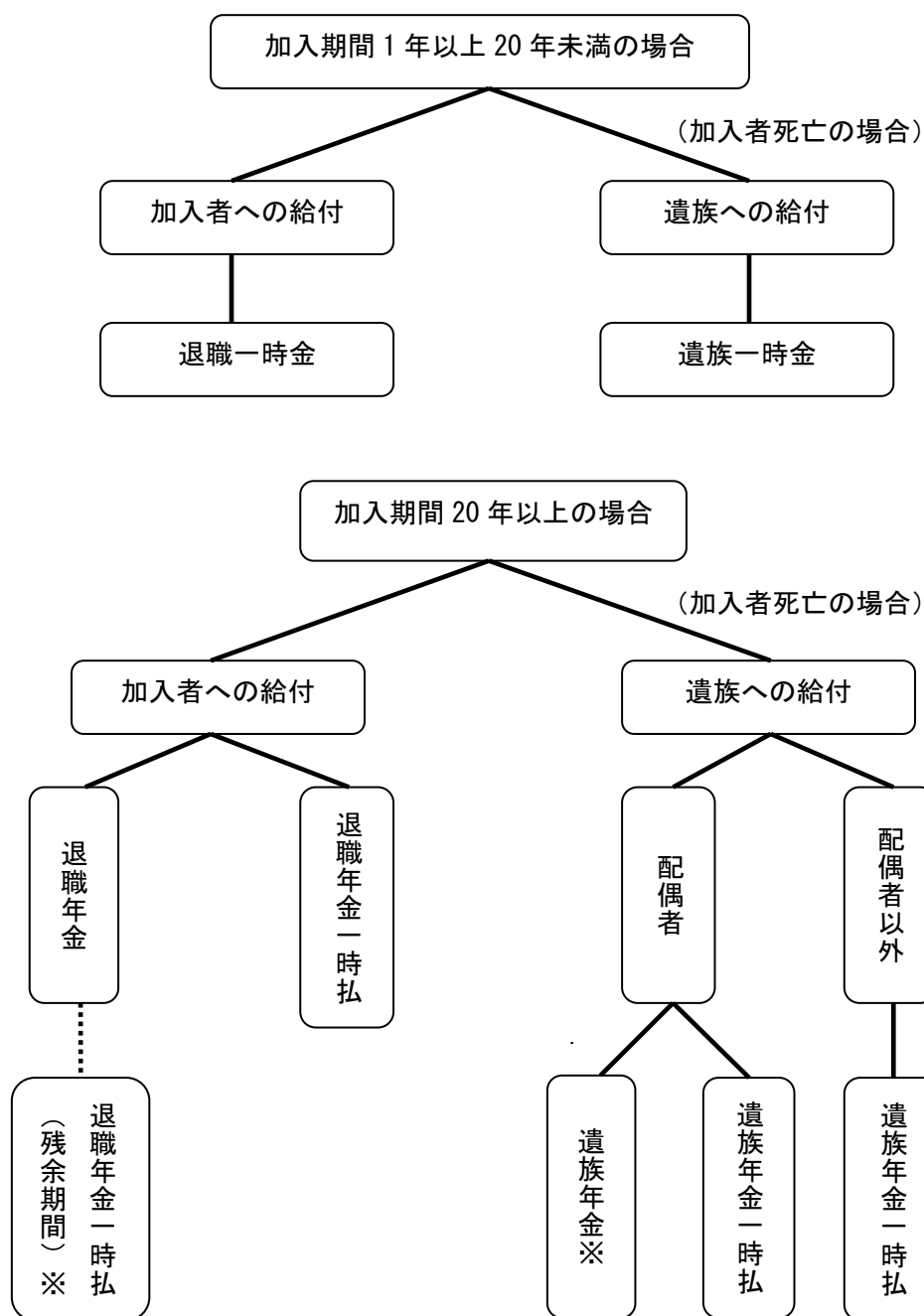
⑤退職一時金

- 加入期間が1年以上20年未満の加入者に退職金を給付します。
⇒ **一時払金額 = 平均標準給与月額 × 支給乗率（P.10[表5]の支給乗率）**

⑥遺族一時金

- 加入期間が1年以上20年未満の加入者が死亡により脱退した場合、その遺族に退職金を給付します。
⇒ **一時払金額 = 平均標準給与月額 × 支給乗率（P.10[表5]の支給乗率）**

【退職給付のフロー図】



※退職年金は、受給者の希望により一時払いに変更することができます。

また、年金受給者が亡くなられた場合は、亡くなった方のご遺族様にお支払します。
遺族年金も同じく、一時払いに変更することができます。

遺族の続柄によって受給の種類が異なります。詳しくはお問合せください。

【退職給付に関する所得税法上の取扱について】

市社協の年金共済事業の退職給付金は、所得税法上の「退職所得」となります。

本退職給付金額では課税対象額がなくても、本会以外からの退職手当金（独立行政法人 福祉医療機構の退職手当共済等）がある方は、両方の金額を合算し退職所得控除額を超えた場合は、所得税が引かれます。

●退職給付金支給例

(1)加入期間1年以上20年未満の場合

Aさん

- ・ 加入 平成25年4月
- ・ 退職 平成28年3月

年 度	標準給与月額	加入月数	標準給与累計
H25.4～26.9	180,000 円	18	3,240,000 円
H26.10～27.9	190,000 円	12	2,280,000 円
H27.10～28.3	200,000 円	6	1,200,000 円
計		36	6,720,000 円

→ 加入期間36ヶ月(3年)の場合

標準給与累計 6,720,000	÷	加入月数 36	=	平均標準給与月額 186,666	(円未満切捨て)
平均標準給与月額 186,666	×	3年の乗率 1.053	=	退職一時金額 196,559	(円未満切捨て)

※乗率(表5適用)

(2)加入期間1年以上20年未満で掛金納入の中断期間のある場合

Bさん

- ・ 加入 平成25年4月
- ・ 入院治療による中断4ヶ月
(平成26年10月～翌年1月)
- ・ 退職 平成29年3月

年 度	標準給与月額	加入月数	標準給与累計
H25.4～26.9	180,000 円	18	3,240,000 円
H26.10～27.9	190,000 円	8	1,520,000 円
H27.10～29.3	200,000 円	18	3,600,000 円
計		44	8,360,000 円

(※)

※加入期間は12ヶ月になりますが中断期間4ヶ月を差し引いてあります

→ 加入から退職までの期間が48ヶ月(4年)だが、この期間のうち掛金の中断期間が4ヶ月ある場合

標準給与累計 8,360,000	÷	加入月数 44	=	平均標準給与月額 190,000
平均標準給与月額 190,000	×	3年8ヶ月の乗率 1.542	=	退職一時金額 292,980

※乗率(表5適用)

(3)加入期間20年以上の場合

Cさん

- ・ 加入 平成 9年4月
- ・ 退職 平成29年3月

→ 加入期間240ヶ月
(20年)の場合

年 度	標準給与月額	加入月数	標準給与累計
H 9.4～10.9	180,000 円	18	3,240,000 円
H10.10～12.9	190,000 円	24	4,560,000 円
H12.10～14.9	200,000 円	24	4,800,000 円
H14.10～16.9	220,000 円	24	5,280,000 円
H16.10～18.9	240,000 円	24	5,760,000 円
H18.10～20.9	260,000 円	24	6,240,000 円
H20.10～21.9	280,000 円	12	3,360,000 円
H21.10～23.9	300,000 円	24	7,200,000 円
H23.10～25.9	320,000 円	24	7,680,000 円
H25.10～28.9	340,000 円	36	12,240,000 円
H28.10～29.3	360,000 円	6	2,160,000 円
計		240	62,520,000 円

標準給与累計 62,520,000	÷	加入月数 240	=	平均標準給与月額 260,500
----------------------	---	-------------	---	---------------------

選択	退職年金一時払い	平均標準給与月額 260,500	×	20年の乗率 14.888	=	退職年金一時払い額 3,878,324
	退職年金 (20年保証確定)	平均標準給与月額 260,500	×	20年の乗率 0.079	=	年金月額(20年保証) 20,579

※乗率(表3適用) ※乗率(表2適用) ※税引き前の金額

[表 2] 退職年金及び遺族年金の加入期間別支給乗率

加入期間	支給乗率	加入期間	支給乗率
20年	0.079	38年	0.196
21年	0.086	39年	0.199
22年	0.094	40年	0.204
23年	0.101	41年	0.209
24年	0.109	42年	0.213
25年	0.117	43年	0.217
26年	0.125	44年	0.224
27年	0.134	45年	0.230
28年	0.143	46年	0.237
29年	0.151	47年	0.243
30年	0.161	48年	0.250
31年	0.165	49年	0.256
32年	0.169	50年	0.262
33年	0.173	51年	0.268
34年	0.178	52年	0.275
35年	0.182	53年	0.281
36年	0.186	54年	0.288
37年	0.191	55年	0.294

(備考) 加入期間A年Bヶ月の乗率=A年の乗率+[(A+1)年の乗率-A年の乗率]×B/12
(小数点以下4位を四捨五入)

[表 3] 退職年金一時払及び遺族年金一時払の加入期間別支給乗率

加入期間	支給乗率	加入期間	支給乗率
20年	14.888	38年	36.889
21年	16.238	39年	37.727
22年	17.675	40年	38.565
23年	19.113	41年	39.404
24年	20.551	42年	40.242
25年	21.989	43年	41.081
26年	23.566	44年	42.253
27年	25.249	45年	43.474
28年	26.932	46年	44.694
29年	28.616	47年	45.914
30年	30.280	48年	47.134
31年	31.149	49年	48.355
32年	31.926	50年	49.575
33年	32.697	51年	50.795
34年	33.535	52年	52.015
35年	34.374	53年	53.236
36年	35.212	54年	54.456
37年	36.050	55年	55.676

(備考) 加入期間A年Bヶ月の乗率=A年の乗率+[(A+1)年の乗率-A年の乗率]×B/12
(小数点以下4位を四捨五入)

[表 4] 残余支給期間別乗率

残余期間	乗 率
0 年	0
1 年	11.8537
2 年	23.4182
3 年	34.7007
4 年	45.7080
5 年	56.4468
6 年	66.9237
7 年	77.1451
8 年	87.1172
9 年	96.8460

残余期間	乗 率
10 年	106.3376
11 年	115.5976
12 年	124.6318
13 年	133.4457
14 年	142.0446
15 年	150.4337
16 年	158.6183
17 年	166.6032
18 年	174.3934
19 年	181.9935
20 年	189.4083

(備考) 残余期間A年Bヶ月の乗率=A年の乗率+{(A+1)年の乗率-A年の乗率}×B/12
 (小数点以下5位を四捨五入)

[表 5] 退職一時金及び遺族一時金の加入期間別支給乗率

加入期間	支給乗率
1 年	0.297
2 年	0.648
3 年	1.053
4 年	1.786
5 年	2.266
6 年	2.799
7 年	3.423
8 年	4.065
9 年	4.718
10 年	5.444

加入期間	支給乗率
11 年	6.469
12 年	7.174
13 年	7.816
14 年	8.553
15 年	9.378
16 年	10.271
17 年	11.379
18 年	12.505
19 年	13.695
20 年	14.888

(備考) 加入期間A年Bヶ月の乗率=A年の乗率+{(A+1)年の乗率-A年の乗率}×B/12
 (小数点以下4位を四捨五入)

4 慶弔給付について

加入者の結婚等の祝い金や入院見舞金等を給付します。

「慶弔給付金受給申請書（様式第4号の3）」及び各種添付書類にて申請できます。

なお、掛金の中断期間中であっても、所定の受給要件を満たした場合は慶弔給付金の申請を行うことができます。給付の種類・金額及び、給付種類ごとの添付書類は下記の表のとおりです。

給付番号	慶弔給付の種類	金額	各種提出書類	
①	加入者が結婚したとき	30,000 円	すべての申請に「慶弔給付金受給申請書」が必要です。	① 証明願
②	加入者または配偶者が出産したとき	20,000 円		② 氏名・送金先変更届 (結婚により姓が変わった場合)
③	加入者が病気または障害により10日以上入院したとき	10,000 円		証明願 又は 入院期間が確認できる書類
④	加入者が病気または障害により30日以上入院したとき	20,000 円		
⑤	加入者が死亡したとき ※	50,000 円		① 死亡の事実が確認できる証明書の写 (除籍謄本等) ② 受給申請者と死亡者の続柄が明記された除籍謄本又は住民票の写 ※加入者が死亡したとき、同順位の遺族が2名以上いる場合は委任状もご提出ください
⑥	加入者の配偶者が死亡したとき	30,000 円		
⑦	加入者の子が死亡したとき	20,000 円		
⑧	加入者が加入期間6か月以上1年未満で退職したとき	10,000 円		一緒に脱退届もご提出ください。 ※電子申請の場合は脱退届(紙)の提出は不要

- 加入者に対して給付しますので、年金共済事業の加入者同士が結婚した場合（給付①）や、出産した場合（給付②）は、それぞれの加入者に給付します。
- 給付番号③・④の入院期間は連続した期間のみが対象となり、通算はできません。
- 給付番号③・④は、同一疾病で複数回の申請はできません。また、提出書類の「公的証明」とは、「診断書」又は「傷病手当金請求書」等で、「傷病名・入院期間・医療機関名称・所在地」が記載され、「医師又は医療機関の印が押印」された文書を指します。
- ⑤・⑥・⑦の提出書類で、死亡者の死亡した事実が明記され、かつ受給申請者と死亡者との続柄が一つの書類で明記されていない場合には、関連の書類を全てご提出ください。

5 各種変更事項が生じた場合

加入者に下記の変更（訂正）事項が生じた場合は市社協へ届出が必要となります。

届出	説明
加入者情報の変更届	加入時に誤登録した加入年月日や給与月額等を訂正する場合
氏名・送金先等変更届	加入時に誤登録した場合や婚姻等で改姓が生じた場合
掛金の中断・再開届	給与の支給を受けない期間の掛金の支払を中断する場合又は復職のため掛金の支払を再開する場合
同一法人内異動届	加入者が法人内異動をする場合
法人外異動届	転職後も年金共済事業に継続加入する場合 (継続加入の要件についてご確認の上お手続きください)

6 退職・慶弔給付金のお振込について

各施設・団体から給付金関係の書類が市社協へ提出された後、毎月10日を事務の締め日とし、給付関係の事務を進めさせていただきます。給付金は翌月10日頃のお支払となり、支払日にはみずほ信託銀行より以下の書類が加入者へ送付されます。

支払事由	送付書類
退職給付金が支払われた場合	一時金給付のお知らせ (兼 退職所得の源泉徴収票) ※雇用形態の変更等により一時所得扱いとなった方には一時金給付のお知らせ (兼 生命保険契約等の一時金の支払調書) が送付されます。
慶弔給付金が支払われた場合	一時金給付のお知らせ (兼 生命保険契約等の一時金の支払調書)

●給付金は指定先の振込・払込口座に「みずほ信託銀行」名で入金されます。

7 年金共済貸付について

資金が必要な際にお貸しする制度です。

【貸付対象者】年金共済事業に1年以上加入している加入者

【貸付できない場合】（参照：年金共済貸付規程第2条第2項第1～4号）

- ①現在借受をしている加入者（新規の貸付前に残債の一括償還が必要となります）
- ②加入期間が1年未満の加入者
- ③加入者が掛金を滞納している場合
- ④加入者に対して貸付を行うことが不適当と認められる場合

【貸付の使途】自動車、電化製品等の購入費用、教育資金、家の改築費用、結婚資金 他

【貸付額】加入者の貸付申請時時点での退職一時金を超えない金額。（1万円単位、上限100万円）
ただし、見積書等の金額を超えての貸付はできません。

【貸付利率】年3.65%（返済の時期を過ぎた場合は年利10.95%の延滞利子を徴収します。）

【返済方法】元金均等払

【返済期間】25万円までは18ヶ月以内、25万円以上は40ヶ月以内
（3ヶ月以内の据置期間を設けることができます。）

【連帯保証人】加入者の所属する施設・団体の長及び法人の代表者

【申請方法】施設・団体を通じて市社協へお申込みください。
詳細につきましては、書類提出前に一度お問い合わせください。

【提出書類】①～④すべての提出が必要です。

- ①借受申込書（様式第1号）
- ②借用書（様式第2号）
- ③貸付調査書
- ④見積書等

（金額の載っている入学案内等でも構いません。ご利用者の氏名が明記されているものをご用意ください。）

8 年金共済事業のQ & A集

Q 1 月の途中で加入したのですが、掛金はどうなるでしょうか？

A 1 月途中であっても日割り計算はなく、掛金は1ヶ月分発生します。例えば5月20日に採用・共済事業に加入される方の掛金は5月分から発生します。
また、月の途中で脱退される場合は加入の場合と同じで脱退月の掛金は全額負担いただくことになります。

Q 2 退職金はどの位の期間で振込んでもらえますか？

A 2 10日までにいただいた書類については原則として翌月の10日にお支払するよう事務処理をしています。
※1月や5月は祝祭日等の関係で支払日が1週間程度遅れます。
※10日が土日及び祝祭日の場合は原則その翌日がお振込日となります。

Q 3 退職を決めたわけではありませんが、あらかじめ退職する場合の退職金の金額を知りたいのですが教えてもらえますか？

A 3 退職給付金額についてはご本人様にお電話等でのお伝えはできません。施設のご担当者様にお問い合わせください。

Q 4 今月所属している施設を退職し、来月から別の施設に勤めることになりました。年金共済を継続したいのですが、可能でしょうか？

A 4 来月から勤務する施設が年金共済事業に加入しているか、加入を承認してもらえるかを確認の上、現在勤務している施設にご相談ください。
また、継続するには連続した月で共済に加入していることが条件となります。

【補足】継続の例 (p. 4 参照)

【例 1】社協保育園を3月15日に退職⇒年金保育園に4月30日までに採用⇒継続可能 (1ヶ月間空かない)

3月	4月
.....【15日】.....【30日】.....

【例 2】社協保育園を3月15日に退職⇒年金保育園に5月1日以降に採用⇒継続不可 (4月が1ヶ月間空いてしまう)

3月	4月	5月
.....【15日】.....【1日】.....

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 民間社会福祉事業従事者年金共済事業規程

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、民間社会福祉事業従事者及びその遺族の生活の安定をはかり、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、民間社会福祉事業従事者年金共済事業（以下「共済事業」という。）を行う。

(定義)

第2条 この規程及び規程第16条で定める運営規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業主 民間社会福祉施設・事業を営む法人及び個人経営者・任意団体の経営者という
- (2) 共済契約者 本会会員である事業主のうち、共済事業へ加入し共済契約の当事者である事業主という
- (3) 加入者 共済契約者が経営する施設・団体に勤務する有給の役員及び職員で、就業規則、労働協約等により、共済事業の受益者とされた者の内、社会福祉の業務に常時従事する者という
- (4) 共済契約 この規程で定める共済事業に必要な資金を共済契約者が本会に預託することを約し、本会は共済契約者からの権限委任を受け、全ての共済契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約する契約をいう
- (5) 掛金 本会に預託する共済契約者の預託金をいう

2 本会職員のうち会長が認める者を共済事業の加入者とすることができる。その掛金及び給付については、前項第2項に規定する共済契約者及び同第3項に規定する加入者に準ずるものとする。

(共済契約の成立及び加入者の加入時期)

第3条 共済契約は、本会の会長（以下「会長」という。）が共済契約の申込を承認した日の属する月の初日から効力を生じる。

2 加入者の共済事業への加入時期は、共済契約者が運営規則に定める手続きをとり、会長が加入を承認した日の属する月の初日とする。

(共済契約の解除及び加入資格の喪失)

第4条 共済契約者が次の各号の一に該当し、会長が第17条に定める年金共済事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）にはかつて承認をしたときは、共済契約を解除するものとする。

- (1) 共済契約者が掛金を3ヶ月以上滞納した場合
 - (2) 共済契約者が加入者の同意を得て共済契約の解除を申し出た場合
- 2 加入者が次の各号の一に該当したときは、共済事業から脱退し加入資格を失うものとする。
- (1) 加入者が死亡したとき
 - (2) 加入者が退職したとき。ただし、加入者が引き続きいて本会共済事業に加入している他の共済契約者が経営する施設・団体に勤務し、その共済契約者が加入を承認した場合は、この限りでない。
 - (3) 加入者が掛金を3ヶ月以上滞納した場合
 - (4) 前項第1号により共済契約が解除されたとき
 - (5) 前項第2号により共済契約が解除されたとき

(加入期間)

第5条 加入期間は、第3条第2項に定める加入した月から前条に定める脱退をした月までとする。
2 前項の規定にかかわらず、第13条第2項の規定に基づき掛金を負担しない期間のある者については、当該期間を前項の加入期間から除くものとする。

(加入期間の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号の要件を満たしている者については、昭和29年3月31日以前に横浜市内の民間社会福祉事業施設に勤務していた期間で、会長が運営委員会にはかつて認定した期間は、これを加入期間に算入する。

- (1) 昭和48年3月末日までに、横浜市民間社会福祉事業従事者共済事業規程（昭和35年4月1日実施）による共済事業に加入していた者であること
- (2) 会長が運営委員会にはかつて認定した者であること

(大都市特例の設定に伴う加入期間の特例)

第6条の2 第5条の規定にかかわらず、知的障害者福祉法第30条の規定に基づき、財団法人神奈川県福祉協会所管から横浜市所管に移管した施設に勤務する者については、平成5年3月31日以前に財団法人神奈川県福祉協会に加入していた期間を加入期間に算入する。

第2章 給付

(給付の種類)

第7条 この規程による給付（以下「給付」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 脱退給付
 - (2) 慶弔給付
- 2 脱退給付は、給付の事由により次の4種類とする。
- (1) 退職年金
 - (2) 退職一時金
 - (3) 遺族年金
 - (4) 遺族一時金
- 3 慶弔給付は、給付の事由により次の2種類とする。
- (1) 疾病死亡共済
 - (2) 慶弔共済

(年金の支給期間)

第7条の2 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。

(退職年金)

第8条 退職年金は、第5条で定める加入期間（第6条及び第6条の2により通算された期間を含む。以下この規程において同じ。）が20年以上ある加入者が、第4条（同条第2項第1号、第3号、第4号及び第5号による場合を除く。）の規定により脱退したとき支給する。

2 前項の退職年金の月額は、その者の平均標準給与月額に別表第1に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額とする。

3 退職年金の支給期間は、20年とする。

(退職年金の停止)

第8条の2 退職年金は、これを受ける権利を有する者が60歳未満であるときは、60歳未満である

間、その支給を停止する。

2 前項の支給を停止している者が、希望した場合は、将来の年金支給にかえて当該年金の現価相当額を一時に支払うことができる。

(退職年金支給の特例)

第9条 第8条により退職年金を受ける権利を取得した者が退職年金を受ける権利を取得したときに希望した場合は、将来の年金支給にかえて当該年金の現価相当額を一時に支払うことができる。

2 第8条により退職年金の支給を受けている者が希望した場合は、将来の年金支給にかえて現価相当額を一時に支払うことができる。

3 第1項の退職年金の現価相当額は、その者の平均標準給与月額に別表第2に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額とする。

4 第2項の退職年金の現価相当額は、第11条の4第2項第3号に準ずる。

(退職一時金)

第10条 退職一時金は、第5条で定める加入期間が1年以上20年未満の加入者が第4条(同条第2項第1号、第3号、第4号及び第5号による場合を除く。)の規定により脱退したときその者に支給する。

2 前項の退職一時金の額は、その者の平均標準給与月額に別表第3に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額とする。

(脱退の場合の取扱い)

第10条の2 第4条第2項第3号、第4号及び第5号による脱退の場合は、この規程の定めるところにより計算した額の2分の1の額を支払うものとする。

(遺族年金)

第11条 遺族年金は、次の各号の一に該当したとき、運営規則第11条第1項に規定する配偶者に支給する。

(1) 第5条で定める加入期間が20年以上ある加入者が、第4条第2項第1号により脱退したとき

(2) 第8条により、退職年金を受ける権利を有する者が死亡したとき

2 遺族年金の月額、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 前項第1号に該当するときは、その者の平均標準給与月額に別表第1に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額

(2) 第1項第2号に該当するときは、20年からその者の退職年金支給開始日より死亡した日の属する月までの期間を控除した期間

3 遺族年金の支給期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 第1項第1号に該当するときは、20年とする

(2) 第1項第2号に該当するときは、20年からその者の退職年金支給開始日より死亡した日の属する月までの期間を控除した期間

(遺族年金支給の特例)

第11条の2 前条第1項により遺族年金を受ける権利を取得した配偶者が、遺族年金を受ける権利を取得したときに希望した場合は、将来の年金支給にかえて当該年金の現価相当額を一時に支払うことができる。

2 前項の遺族年金の現価相当額は、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当するときは、その者の平均標準給与月額に、別表第2に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額

(2) 前条第1項第2号に該当するときは、遺族年金の月額に別表第4に定める残余支給期間別乗率を乗じて得た額

(遺族年金の失権)

第11条の3 遺族年金を受ける権利を有する配偶者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その権利を失う。

(1) 死亡したとき

(2) 婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む)

(3) 死亡した加入者であった者との親族関係が離縁によって終了したとき

(遺族一時金)

第11条の4 遺族一時金は、次の各号の一に該当したとき、その者の遺族に支給する。

(1) 第5条で定める加入期間が1年以上20年未満の加入者が第4条第2項第1号により脱退したとき

(2) 第5条で定める加入期間が20年以上ある加入者が第4条第2項第1号により脱退したときにおいて運営規則第11条第1項に定める配偶者が欠けているとき

(3) 第8条に定める退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときにおいて、運営規則第11条第1項に定める遺族年金を受ける権利を有する者が死亡したとき

(4) 第11条に定める遺族年金を有する者が死亡したとき

2 前項の遺族一時金の額は、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 前項第1号に該当するときは、その者の平均標準給与月額に別表第3に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額

(2) 前項第2号に該当するときは、その者の平均標準給与月額に別表第2に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額

(3) 前項第3号及び第4号に該当するときは、その者の年金支給月額に別表第4に定める残余支給期間別乗率を乗じて得た額

3 前項第3号にいう残余支給期間とは、20年からその者の退職年金及び遺族年金の支給済み期間を控除した期間をいう。

(慶弔給付)

第12条 慶弔給付の支給要件及び給付額は、別表第5に定めるところによる。

第3章 拠出及び資産の管理

(掛金)

第13条 共済契約者及び加入者は、給付に要する費用にあてるため掛金を負担するものとし、加入者が第3条第2項の規定により加入した月から第4条第2項の規定により脱退した月まで毎月それぞれ次の各号に定める金額を拠出しなければならない。

(1) 加入者 その者の給与に基づいて別表6に定める標準給与月額に22.5/1000を乗じて得た額

(2) 共済契約者 加入職員に対する前号に標準給与月額の総額に26.5/1000を乗じて得た額
2 前項の規定にかかわらず、育児休業等の事由により給与の支給を受けない期間については、加入者の申し出を受けた共済契約者が承認し申し出ることにより、掛金を負担しないことができる。ただし、加入者の行方不明等により加入者の申し出がない場合は共済契約者の申し出のみによることができる。

3 前項の場合において、3ヶ月以上の行方不明の事由が生じた場合は、会長が運営委員会の意見をきいて中断の期間を定める。

4 第1項の規定にかかわらず、第8条第2項並びに第9条第3項に定める加入期間満了後の掛金については、本会が共済契約者の同意を得た上で、免除とする。

(過去勤務債務等の額に係る掛金)

第14条 前条第1項第2号の掛金には、この規程の実施に伴う過去勤務債務等の額に係る掛金を含むものとする。

(資産の管理・運用)

第15条 前2条に係る掛金は、本会定款第39条の規定に従い、確実な信託会社に給付を行うための基金（以下「基金」という。）として信託する、又は安定的かつ確実な有価証券等に換えて、管理するものとする。

2 本会は、前項の基金の運用に係る基本的な事項について別表第13により方針を定め、安全かつ有利な運用に努めるものとする。

3 前項の基金は、本会のその他の資産と区別して管理するものとする。

第4章 事業の運営

(運営規則)

第16条 本会は、共済事業の運営に必要な運営規則を設ける。

2 前項の運営規則は、運営に必要な細部事項を定めるものとし、運営委員会にはかつて会長が定める。

(運営委員会の設置)

第17条 本会は、共済事業の適正な運営をはかるため運営委員会を設ける。

(運営委員会の職務)

第18条 運営委員会は、会長の諮問により次の事項を審議する。

(1) この規程及び運営規則の改廃に関する事項

(2) 共済事業の財政に関する事項

(3) 加入・脱退及び加入期間の通算に関する事項

(4) 給付の裁定に関する事項

(5) その他共済事業の運営に関する事項で会長が必要と認めた事項

(運営委員会の構成等)

第19条 運営委員会は、委員15名以内で会長が定める数をもって構成する。

2 委員は、本会の役員、加入者、関係行政機関の職員及び学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、任期満了後もあらたな委員が委嘱されるまでの間はその職務を行う。

(運営委員会の組織)

第20条 運営委員会に、委員長、副委員長各1名を置くものとし、委員の中から互選する。

2 委員長は会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を輔佐し、委員長事故あるときはこれを代理する。

(会議の運営)

第21条 運営委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長は委員長とする。

2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(財政の再検討)

第22条 本会は3年ごとに共済事業の財政状態について適正な年金数理に基づき再計算を行うものとし、必要あると認めたとときは、運営委員会の意見をきいて適正な修正を行わなければならない。

2 前項の計画の実施状況について、本会は、共済契約者及び加入者に、速やかに開示しなければならない。

第23条 前条の再計算の結果基金に剰余を生じた場合には、この規程の変更その他の理由により発生した不足積立金にあてるとし、不足積立金のない場合には、運営委員会の意見をきいて適正な方途を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず毎年度の積立基金運用利子から、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者年金共済貸付規程第5条第2項に定めた金額に達するまで、年金共済貸付の原資に充当することができる。

(共済事業事務費)

第23条の2 共済事業事務費は、第13条第1項第2号に定めた共済契約者の掛金のなかから標準給与月額額の総額に0.7/1000を乗じて得た額をもってあてるとするほか、毎年度の積立基金運用利子のうち適正かつ必要な額をもってあてるとする。

(資産の分配)

第24条 社会保険制度の改正等により共済事業を廃止したときは、第15条に規定する資産からその必要経費を除く金額を、年金給付を受ける者にその年の現価相当額に達するまで比例して分配して分配するものとし、次に加入者にその者の加入者掛金累計額に達するまで比例して分配した後その者のその時点における退職一時金額相当額から上記の掛金累計額を除いた金額に達するまで比例して分配する。なお剰余を生じたときは、年金給付を受ける権利を有する者及び加入者にその年の現価相当額又はその者のその時点における退職一時金相当額に比例して分配する。また、本会が共済事業に関して加入者等に負担する債務については、第15条に規定する資産の限度内において履行の責任を負う。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和46年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 昭和46年4月1日において本会の横浜市民間社会福祉事業従事者共済規程（昭和35年4月1日実施）による共済事業に加入している者は、この規程による加入者とみなし、加入期間はこの規程を通算する。

(規程等の廃止)

3 横浜市民間社会福祉事業従事者共済事業規程（昭和35年4月1日実施）、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会共済事業運営要項（昭和35年4月1日実施）、横浜市民間社会福祉事業運営委員会規則（昭和35年4月1日実施）及び横浜市社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者通算退職要項（昭和44年4月1日実施）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和48年4月1日から実施する。

(特別加算金の廃止に伴う経過措置)

2 特別加算金は、昭和48年3月31日をもって廃止する。ただし、昭和35年4月1日から昭和48年3月31日までの加入者が共済事業を脱退する場合、当分の間その者又は遺族に対して特別加算金を脱退給付に加算して支給する。

3 特別加算金は、加入期間が1カ年に満たなくとも支給する。

4 特別加算金の額は、その者の加入期間を次の期間に区分してそれぞれの金額により計算した額の合計額とする。

昭和35年4月以降昭和41年3月まで加入期間1カ月につき200円

この規程は、平成14年4月1日から施行する。 この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

- 1 (施行期日)
この規程は、平成17年4月1日から施行する。
(残余支給乗率に係る経過措置)
- 2 この規程の施行日以前に退職年金、遺族年金を受ける者及びその遺族については、第9条第4項、第11条の2第2項第2号及び第11条の4第2項第3号の規定にかかわらず、別表第4は使用せず別表第12に定める残余支給乗率を使用するものとする。
(退職年金一時払いの減額に係る経過措置)
- 3 第9条第1項の退職年金の現価相当額は、規程施行日以後平成20年3月31日までの間に退職年金を受ける権利を取得した者が希望した場合は、第9条第3項により計算される額と次の額のうちいずれか高いほうの額とする。
平成17年3月31日までの平均標準給与月額に別表第10に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額
- 4 (退職一時金の減額に係る経過措置)
平成17年3月31日現在加入資格を有する者で、規程施行日以後平成20年3月31日までの間に退職一時金を受ける権利を取得する者については第10条第2項により計算される額と次の額のうちいずれか高いほうの額を支給する。
平成17年3月31日までの平均標準給与月額に別表第11に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額
- 5 (遺族年金一時払いの減額に係る経過措置)
第11条第1項第1号に該当する者の遺族年金の現価相当額は、規程施行日以後平成20年3月31日までの間に遺族年金を受ける権利を取得した者が希望した場合は、第11条の2第2項第1号により計算される額と次の額のうちいずれか高いほうの額とする。
平成17年3月31日までの平均標準給与月額に別表第10に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額

- 6 (遺族一時金の減額に係る経過措置)
平成17年3月31日現在加入資格を有する者で、第11条の4第1項第1号および第2号に該当する者の遺族一時金額は、規程施行日以後平成20年3月31日までの間に遺族一時金を受け権利を取得する者について第11条の4第2項により計算される額と次の額のうちいずれか高いほうの額とする。
(1) 第11条の4第1項第1号に該当するときは、平成17年3月31日までの平均標準給与月額に別表第11に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額
(2) 第11条の4第1項第2号に該当するときは、平成12年3月31日までの平均標準給与月額に別表第8に定める加入期間別支給乗率を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。 この規程は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

(施行期日)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、第13条第4項の規定は、施行日前の加入期間満了者についても適用とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 退職年金及び遺族年金の加入期間別支給乗率

加入期間	支給乗率	加入期間	支給乗率
20年	0.079	38	0.196
21	0.086	39	0.199
22	0.094	40	0.204
23	0.101	41	0.209
24	0.109	42	0.213
25	0.117	43	0.217
26	0.125	44	0.224
27	0.134	45	0.230
28	0.143	46	0.237
29	0.151	47	0.243
30	0.161	48	0.250
31	0.165	49	0.256
32	0.169	50	0.262
33	0.173	51	0.268
34	0.178	52	0.275
35	0.182	53	0.281
36	0.186	54	0.288
37	0.191	55	0.294

(備考)加入期間A年Bヶ月の乗率＝

$$A \text{ 年の乗率} + \{(A + 1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率}\} \times B / 12 \text{ (小数点以下4位を四捨五入)}$$

別表第2 退職年金一時払及び遺族年金一時払の加入期間別支給乗率

加入期間	支給乗率	加入期間	支給乗率
20年	14.888	38	36.889
21	16.238	39	37.727
22	17.675	40	38.565
23	19.113	41	39.404
24	20.551	42	40.242
25	21.989	43	41.081
26	23.566	44	42.253
27	25.249	45	43.474
28	26.932	46	44.694
29	28.616	47	45.914
30	30.280	48	47.134
31	31.149	49	48.355
32	31.926	50	49.575
33	32.697	51	50.795
34	33.535	52	52.015
35	34.374	53	53.236
36	35.212	54	54.456
37	36.050	55	55.676

(備考)加入期間A年Bヶ月の乗率＝

$$A \text{ 年の乗率} + \{(A + 1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率}\} \times B / 12 \text{ (小数点以下4位を四捨五入)}$$

別表第3 退職一時金及び遺族一時金の加入期間別支給乗率

加入期間	支給乗率
1年	0.297
2	0.648
3	1.053
4	1.786
5	2.266
6	2.799
7	3.423
8	4.065
9	4.718
10	5.444
11	6.469
12	7.174
13	7.816
14	8.553
15	9.378
16	10.271
17	11.379
18	12.505
19	13.695
20	14.888

(備考)加入期間A年Bヶ月の乗率＝

$$A\text{年の乗率} + \{(A+1)\text{年の乗率} - A\text{年の乗率}\} \times B / 12 \text{ (小数点以下4位を四捨五入)}$$

別表第4 残余支給期間別乗率

残余期間	支給乗率
0年	0
1	11.8537
2	23.4182
3	34.7007
4	45.7080
5	56.4468
6	66.9237
7	77.1451
8	87.1172
9	96.8460
10	106.3376
11	115.5976
12	124.6318
13	133.4457
14	142.0446
15	150.4337
16	158.6183
17	166.6032
18	174.3934
19	181.9935
20	189.4083

(備考)加入期間A年Bヶ月の乗率＝

$$A\text{年の乗率} + \{(A+1)\text{年の乗率} - A\text{年の乗率}\} \times B / 12 \text{ (小数点以下5位を四捨五入)}$$

別表第5 慶弔給付の支給要件および支給額

1. 疾病または障害により10日以上入院したとき	10,000円
2. " 30日以上 "	20,000円
3. 加入者が死亡したとき	50,000円
4. 加入者が結婚したとき	30,000円
5. 加入者又は配偶者が出産したとき	20,000円
6. 配偶者が死亡したとき	30,000円
7. 子が死亡したとき	20,000円
8. 加入期間が6ヶ月以上1年未満で退職したとき	10,000円

別表第6 標準給与等級及び掛金月額表

(単位:円)

等級	標準月額給与	給与月額	掛金額	
			加入者	施設
1	92,000	～ 94,999	2,070	2,438
2	98,000	95,000 ～ 100,999	2,205	2,597
3	104,000	101,000 ～ 106,999	2,340	2,756
4	110,000	107,000 ～ 113,999	2,475	2,915
5	118,000	114,000 ～ 121,999	2,655	3,127
6	126,000	122,000 ～ 129,999	2,835	3,339
7	134,000	130,000 ～ 137,999	3,015	3,551
8	142,000	138,000 ～ 145,999	3,195	3,763
9	150,000	146,000 ～ 154,999	3,375	3,975
10	160,000	155,000 ～ 164,999	3,600	4,240
11	170,000	165,000 ～ 174,999	3,825	4,505
12	180,000	175,000 ～ 184,999	4,050	4,770
13	190,000	185,000 ～ 194,999	4,275	5,035
14	200,000	195,000 ～ 209,999	4,500	5,300
15	220,000	210,000 ～ 229,999	4,950	5,830
16	240,000	230,000 ～ 249,999	5,400	6,360
17	260,000	250,000 ～ 269,999	5,850	6,890
18	280,000	270,000 ～ 289,999	6,300	7,420
19	300,000	290,000 ～ 309,999	6,750	7,950
20	320,000	310,000 ～ 329,999	7,200	8,480
21	340,000	330,000 ～ 349,999	7,650	9,010
22	360,000	350,000 ～ 369,999	8,100	9,540
23	380,000	370,000 ～ 394,999	8,550	10,070
24	410,000	395,000 ～ 424,999	9,225	10,865
25	440,000	425,000 ～ 454,999	9,900	11,660
26	470,000	455,000 ～ 484,999	10,575	12,455
27	500,000	485,000 ～ 514,999	11,250	13,250
28	530,000	515,000 ～ 544,999	11,925	14,045
29	560,000	545,000 ～ 574,999	12,600	14,840
30	590,000	575,000 ～	13,275	15,635

別表第7

経過措置適用退職年金及び遺族年金の加入期間別支給乗率

平成12年3月31日 までの加入期間	支給乗率	平成12年3月31日 までの加入期間	支給乗率	平成12年3月31日 までの加入期間	支給乗率
17年	0.095	30年	0.256	43年	0.349
18	0.105	31	0.263	44	0.359
19	0.115	32	0.271	45	0.369
20	0.126	33	0.278	46	0.379
21	0.137	34	0.285	47	0.390
22	0.149	35	0.292	48	0.400
23	0.161	36	0.299	49	0.410
24	0.173	37	0.306	50	0.421
25	0.185	38	0.313	51	0.431
26	0.200	39	0.320	52	0.441
27	0.214	40	0.327	53	0.452
28	0.228	41	0.335	54	0.462
29	0.242	42	0.342	55	0.472

別表第8

経過措置適用退職年金一時払及び遺族年金一時払の加入期間別支給乗率

平成12年3月31日 までの加入期間	支給乗率	平成12年3月31日 までの加入期間	支給乗率	平成12年3月31日 までの加入期間	支給乗率
20年	17.600	32年	38.000	44年	50.399
21	19.200	33	39.000	45	51.855
22	20.900	34	40.000	46	53.311
23	22.600	35	41.000	47	54.767
24	24.300	36	42.000	48	56.223
25	26.000	37	43.000	49	57.679
26	28.000	38	44.000	50	59.135
27	30.000	39	45.000	51	60.591
28	32.000	40	46.000	52	62.047
29	34.000	41	47.000	53	63.503
30	36.000	42	48.000	54	64.959
31	37.000	43	49.000	55	66.415

別表第9

経過措置適用退職年金一時払及び遺族年金一時払の加入期間別支給乗率

平成12年3月31日 までの加入期間	支給乗率	平成12年3月31日 までの加入期間	支給乗率	平成12年3月31日 までの加入期間	支給乗率
1年	0.629	8	4.911	15	10.915
2	1.179	9	5.639	16	12.005
3	1.729	10	6.367	17	13.300
4	2.279	11	7.275	18	14.700
5	2.829	12	8.185	19	16.100
6	3.455	13	9.095	20	17.600
7	4.183	14	10.005		

別表第10

平成17年4月1日制度改正の経過措置に係る退職年金一時払い及び遺族年金一時払いの加入期間別支給乗率

平成17年3月31日 までの加入期間	支給乗率	平成17年3月31日 までの加入期間	支給乗率	平成17年3月31日 までの加入期間	支給乗率
20年	15.842	32年	34.202	44年	45.361
21	17.282	33	35.102	45	46.671
22	18.812	34	36.002	46	47.981
23	20.342	35	36.902	47	49.291
24	21.872	36	37.802	48	50.601
25	23.402	37	38.702	49	51.911
26	25.202	38	39.602	50	53.221
27	27.002	39	40.502	51	54.531
28	28.802	40	41.402	52	55.841
29	30.602	41	42.302	53	57.151
30	32.402	42	43.202	54	58.461
31	33.302	43	44.102	55	59.771

別表第11

平成17年4月1日制度改正の経過措置に係る退職一時金及び遺族一時金の加入期間別支給乗率

平成17年3月31日 までの加入期間	支給乗率	平成17年3月31日 までの加入期間	支給乗率	平成17年3月31日 までの加入期間	支給乗率
1年	0.547	8年	4.323	15年	9.825
2	1.026	9	4.964	16	10.806
3	1.505	10	5.668	17	11.972
4	1.984	11	6.476	18	13.232
5	2.490	12	7.266	19	14.492
6	3.041	13	8.096	20	15.842
7	3.682	14	8.906		

別表第12

平成17年4月1日制度改正の経過措置に係る残余支給期間別乗率

残余期間	乗率	残余期間	乗率	残余期間	乗率
0年	0	7年	68.4775	14年	114.0190
1	11.5724	8	76.1738	15	119.1374
2	22.4897	9	83.4344	16	123.9662
3	32.7892	10	90.2842	17	128.5217
4	42.5056	11	96.7462	18	132.8192
5	51.6719	12	102.8423	19	136.8736
6	60.3194	13	108.5934	20	140.6983

別表第 13

年金基金の運用に関する基本方針

社会福祉法人横浜社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、民間社会福祉事業従事者年金共済事業規程（以下「事業規程」という。）第 15 条第 1 項で規定する基金の運用にあたり、以下の基本方針を定める。

（運用目的）

本会は、事業規程第 7 条で規定した各種給付金等の支払を将来にわたり確実に履行することを目指す。許容されるリスクの範囲内で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とする。

（運用目標）

運用目標とする収益率は、将来にわたって健全な制度運営を維持する為に必要な収益率、具体的に年金財政上の予定利率を上回るものとする。

また、各運用資産毎に市場収益率（以下「ベンチマーク」という）を長期的に上回るとともに、各運用受託機関においては、各運用資産毎のベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率（以下「複合ベンチマーク」という）を長期的に上回ることが運用目標とする。

（資産構成）

本会は運用目標を達成するために、政策的資産構成割合（以下「政策アセット・ミックス」という）を後述の方法により定め、これに基づき資産構成割合を維持するように求める。この政策アセット・ミックスは、ALM 分析等の結果を踏まえて、共済事業の成熟度及び財政状況等を勘案し、中長期的観点から策定する。

（信託運用と自家運用）

本会の政策アセット・ミックスに基づき資産の運用は、収益の向上、コスト管理等の観点から信託運用と自家運用の適切な分担のもとにこれを行う。

（運用の意思決定方法）

政策アセット・ミックス及び信託運用・自家運用の比率等、資産運用に関する重要事項については、毎年一回以上の適切な時期又は運用環境の著しい変化が生じた場合に、規程第 17 条で定める運営委員会に諮り、資産運用に関して各共済契約者の 4 分の 3 以上の同意を得るものとする。

（運用の実績報告）

本会は、共済制度の運用状況について各共済契約者へ年 1 回以上の適切な時期に報告を行うものとする。

（信託運用にあたっての留意事項）

（1）リスク管理について

具体的なリスク管理方法

ア 資産全体のリスク管理に関する事項

ALM コンサルティング等適切な方法により定めた政策アセット・ミックスに基づいた運営を行う。政策アセット・ミックスとの乖離状況についてはモニタリングを行ない、必要に応じてリバランスを実施することとする。

イ 各資産ごとのリスク管理に関する事項

運用を委託する運用機関に対して、次の事項の遵守を求め、価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク等に関する適切なリスク管理を実施する。

● 各資産の共通事項

・ 十分な分散投資を行うこと

・ 合同ファンドでの運用を行う場合は、運用対象及び運用スタイルが明確なファンドのみを対象とすること

・ 個別銘柄を選定する際には、当該投資がポートフォリオに及ぼす影響を考慮すること。また、流動性が低いからというだけで投資対象から除く必要はないこと。ただし、資産全体として流動性の確保に留意すること。

・ 資産区分に従ってフルインベスメントをこころがけ、余裕資金は最小限とすること。また、余裕資金については流動性及び収益性に留意した上で、適切な投資対象を選ぶこと。さらに余裕資金の管理は明確に把握できるように区分して行なうこと。

・ 有価証券の頻繁な売買に伴う取引コストの増大により、かえって全体としての収益率を下げるようなことは避けること。

・ デリバティブの利用にあたっては、専ら債券、株式、外国為替等の価格変動リスクの一時的なヘッジ（いわゆる売りヘッジ）又は原資産の一時的な代替（いわゆる買いヘッジ）を目的とし、原資産の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行わないこと。

● 国内債券

投資対象は円建て債券（資産担保型社債を含む）とし、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行先について十分な調査を行なった上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図ること。

● 国内株式

投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている株式とし、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行なった上で銘柄を選択するとともに、業種、銘柄等について適切な分散化を図ること。

・ 買い占め等の仕手戦には参加しないこと。

・ 信用取引の実施にあたっては、事前に本会と十分に協議するものとする。

● 外国債券

投資対象市場リスク及び為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。

・ 投資対象の債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分な調査分析を行なった上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等について適切な分散化を図ること。

● 外国株式

投資対象市場リスク及び為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。

・ 投資対象は、MSCI の構成国として採用されている各国の各証券取引所、店頭市場において公開されている銘柄とし、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行なった上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等について適切な分散化を図ること。

● その他の資産

不動産、不動産投資信託、未公開株式等の特殊な資産（オルタナティブ）の組入れに関しては、事前に本会と十分に協議し、流動性や適正な時価評価、組入比率に留意すること。

（2）運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法、運用受託機関の評価

ア 運用受託機関の選任に関する考え方

政策アセット・ミックスに基づき、運用スタイル・運用手法の分散を勘案し、最適な運用機関を選任し、各運用機関に対して運用指針を提示する。運用機関の選任にあたっては、当該機関の投資哲学、運用スタイル、運用管理体制、法令遵守体制、運用担当者等の経験等を総合的に勘案して行なう。なお、運用報酬等運用に要する費用については、運用スタイルや市場実勢の報酬水準等に照らして妥当性の合理的判断を行なう。

イ 運用報告に関する考え方

・ 本会と運用受託機関は原則として四半期毎に年金資産の運用に関してミーティングを行ない、運

用結果・運用計画等についての報告、運用に関する重要事項について協議を行なうものとする。
・運用受託機関は、原則として四半期毎に年金資産の運用状況について報告書を提出する。
・運用受託機関は、本会から年金資産の運用に関して特別に説明を求められた場合は、本会と協議の上、適切と思われる方法で報告を行なうこととする。

ウ 運用受託機関の評価に関する考え方
運用受託機関の評価は定量的評価に定性的評価を加えた総合評価で行なう。なお、評価期間は原則として3年以上とするが運用成績が著しく不良の場合等はこの限りではない。

- 定量的評価
- ・各資産の評価は各資産の時間加重収益率とベンチマークとの比較で行なう。
- ・資産全体の評価は原則として資産全体の時間加重収益率と複合ベンチマークとの比較で行なう。
- 定性的評価
- ・各運用機関の投資哲学、運用スタイル、運用管理体制等を踏まえて総合的に行なう。

(3) 運用業務に関して遵守すべき事項

ア 受託者責任
運用受託機関は本会の年金資産の管理運営にあたり、善良なる管理者の注意に基づき、委託者たる本会のために忠実にその職務を果たさねばならない。

イ 基本方針の遵守

運用受託機関は、本会が定めた運用基本方針を遵守する。

ウ 関係法令の遵守

運用受託機関は、関係法令の遵守とともに、その確保のための体制の整備などに努める。

(4) 最良執行について

有価証券の売買執行を行なう際は、本会にとつて何が最良執行なのかを常に念頭に置きながら総取引コストが最小になるように執行すること。

(その他運用業務に関し必要な事項)

その他運用にあたって、次の事項に留意するものとする。

- ・ 資産管理受託機関には次の事項に留意することを求めるものとする。

資産の分別管理が行なわれていること。

資産の売買に伴う受渡・決済が確実に行なわれていること。

資産の再保管先の選定にあたっては、事務処理能力、コスト、信用状況等を把握するとともに、保管状況について随時チェックを行なうこと。

資産の管理が保護預かりにより行なわれている場合、当該資産の管理状況を確認していること。

資産の管理を行なう部署と運用を行なう部署との間に隔壁が設けられていること。

・なお、資産管理機関の選任にあたっては、各資産管理機関の管理体制・能力を勘案し、最適な資産管理機関を選任するものとする。同機関に対しても、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に関わる年金資産の運用状況の報告を求めるとする。

(自家運用にあたっての留意事項)

(1) リスク管理について

① 基本的な考え方

預貯金の他、確実な元本の回収、高い運用益の確保の両立を図る為、次に掲げる各種債券により運用するものとし、さらに当該債券については金融庁長官の指定する指定格付機関からの格付で少なくとも二つの格付機関がAA同等以上の評価をしているものを条件とする。

(I) 日本国債、地方債及び日本政府保証債

(II) 日本国籍の企業を発行体とする円建てで公共性の高い事業債

(III) その他日本国籍の企業を発行体とする円建ての事業債

② 具体的なリスク管理方法

資産全体のリスク管理に関する事項

保有資産については償還まで保有することを原則とするが、次に掲げる事由が生じた場合はこの限りではない。

(I) 次の売却基準を満たし、かつ組替によりリスク及び償還時機の分散が図れる場合

＜売却基準＞

保有銘柄の含み損益と新規購入銘柄の残存利得（残存期間中の利息総額）合計が保有銘柄の残存利得（残存期間中の未収利息総額）を上回ること。

(II) 発行体の信用不安等により、購入債券の評価が急速に低下する恐れのある場合

(2) 運用の評価

運用の評価については、原則各年度末の時価によるものとし、定量的評価に定性的評価を加えた総合評価で行なう。

(基本方針の改正手続き)

当基本方針は本会の状況や共済制度を取り巻く環境の変化により、見直す必要が生じた場合には、規程第17条で定める運営委員会に諮った上で、各共済契約者の同意を得るものとする。

また、変更内容は各運用受託機関に対して文書をもって通知する。また、本基本方針に沿った運営にあたっては、運用受託機関と十分協議の上これを行なうこととし、基本方針について、運用受託機関からの意見や申し出を妨げるものではない。

社会福祉法人横浜市区社会福祉協議会

民間社会福祉事業従事者年金共済貸付規程

(目的)

第1条 社会福祉法人横浜市区社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、社会福祉法人横浜市区社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者年金共済事業規程(以下「共済事業規程」という。)による共済事業の加入者の生活の安定をはかるため、年金共済貸付事業を行う。

(貸付の要件)

第2条 年金共済貸付は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 災害により費用を要するとき
 - (2) 疾病又は冠婚葬祭により費用を要するとき
 - (3) 前号のほか特に多額の費用を要するとき
- 2 前項の要件に該当している者が次の各号の一に該当する場合は貸付を行わない。
- (1) 理にこの資金の貸付をうけている場合
 - (2) 共済事業への加入期間が1年未満の場合
 - (3) 共済事業の掛金を滞納している場合
 - (4) その他貸付を行うことが不適当と認められる場合

(貸付の決定)

第3条 本会の会長(以下「会長」という。)は貸付の申込をうけたときは、その内容を審査し貸付の認可および貸付額を決定する。

(貸付金の額)

第4条 年金共済貸付の額は、共済事業規程による退職一時金の範囲内とする。ただし、退職一時金の額が100万円を超える場合は、100万円を限度とする。

(貸付金の原資)

第5条 年金共済貸付にあてる資金は、共済事業規程による共済事業の運営資金の一部をもってあてる。
2 前項の資金の原資は、2,000万円以内とする。

(経理)

第6条 この規程による貸付の収支の経理は、共済事業規程による共済事業の経理と合わせて行う。

(貸付金の申込手続)

第7条 年金共済貸付をうけようとする者は、年金共済貸付借申込書(様式第1号)に共済契約者の連帯保証人の同意をうけて、会長に提出するものとする。

(貸付期間及び返済方法)

第8条 貸付期間は、25万円までは18ヶ月以内、25万円を越え100万円までは40ヶ月以内とし、毎月均分し、償還するものとする。ただし、その中に3ヶ月以内の据置期間を設けることができる。
2 共済事業規程による共済事業を脱退するときは、それ以前に元利金を返済しなければならぬ。

(貸付金の利率等)

第9条 貸付金の利率は、年利3.65%とする。ただし、返還の時期を過ぎたものについては年利10.95%とする。

- 2 前項ただし書の延滞利子は、特別の事情があると会長が認めた場合は、これを減免することができる。
- 3 貸付金の返還時に利子および延滞利子に円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

(貸付金の貸付)

第10条 年金共済貸付を申し込んだ者が第3条により貸付の決定をうけたときは、年金共済貸付借付書(様式第2号。以下「借付証書」という。)を共済契約者を経て会長に提出しなければならない。

- 2 会長は借付証書が提出されたときは共済契約者を経てその者に貸付を行う。
- 3 貸付を受けた者は、受領書と引き換えに貸付金を共済契約者より受領し、共済契約者は、その受領書を会長に提出する。

(貸付金の即時返済)

第11条 会長は、借受人および連帯保証人がこの規程により返還すべき金額を返還しないとき、又は、この規程に定める手続きその他義務を怠ったときは、第8条の規程にかかわらずその返還未済額を即時に返還させることができる。

- 2 会長は、借受人および連帯保証人が前項の履行をしないとき、共済事業規程による借受人の退職一時金をもってその返還未済額を相殺することができる。

(身分変更の通知義務)

第12条 借受人または連帯保証人について住所又は勤務地に異動を生じたとき、又は改姓、改名その他身分上に異動があったときは借受人は共済契約者を通じて直ちに会長に届け出なければならない。

付 則：省 略

様 式：省 略

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 民間社会福祉事業従事者年金共済事業運営規則

(趣旨)

第1条 この運営規則は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者年金共済事業規程（以下「規程」という。）第16条の規定により民間社会福祉事業従事者年金共済事業（以下「共済事業」という。）の運営に必要な細部の事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の定義は、規程第2条の定めと同様である。

(加入手続)

第3条 規程第2条第1項第1号で定める事業主は、共済契約加入登録申込書（様式第1号）を社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）あて提出することにより、規程第2条第1項第2号に定める共済契約者となり、共済事業に加入するものとする。なお、共済契約者は共済契約代行者指定届（様式第10号）を本会長あて提出することにより、共済契約者の経営する施設・団体の長を共済契約代行者として指定し、共済契約に関する事務を代行させることができる。

2 加入者については、規程及びこの規則に定める条項を承認したうえで、加入申込書（様式第2号）に所定の事項を記入の上当該共済契約者の承認を得た後、当該共済契約者を経て会長あて提出するものとする。

(加入承認)

第4条 会長は、加入を承認した者については、共済契約者に対し加入承認書（様式第3号）によりその旨通知する。

(継続加入の手続)

第5条 規程第4条第2項第2号ただし書の規定により、その者の勤務する施設・団体を変更した場合は、変更後に勤務する施設・団体を経営する共済契約者が訂正・異動届（様式第9号）に変更の月日及び変更前の共済契約者名を記入の上会長あて提出するものとする。なお、月の半ばでその変更をした場合は、その月の掛金は変更前の共済契約者が負担するものとする。

(加入期間の通算手続)

第5条の2 規程第6条に規定する加入期間を通算しようとする者は、前歴通算申請書（様式第8号）を会長あて提出しなければならない。

(掛金の納入免除)

第5条の3 規程第13条第2項の規定による申出をしようとする者は、訂正・異動届（様式第9号）を会長あて提出しなければならない。

2 加入者の行方不明により、共済契約者が掛金の中断を申し出るときは、所在の確認方法と経過を示す書類を提出しなければならない。

(脱退及び脱退給付の受給申請)

第6条 加入者が脱退する際には脱退届（様式第11号）を会長あて提出するものとする。また、規程第4条（同条第2項第1号及び第3号の場合を除く。）により共済事業を脱退し、脱退給付の支給を受けようとするときは、その共済契約者を経て給付金受給申請書（様式第4号の1）を提出しなければならない。

2 規程第8条による退職年金並びに規程第11条による遺族年金の権利を有する者が、前項の受給申請書を提出するときは、併せて規程第9条並びに第11条の2による年金の一時払いの希望の有無を届けなければならない。

(年金証書)

第7条 規程第8条による退職年金並びに規程第11条による遺族年金を受ける権利をもち、かつ、年金受給を希望した者に対しては、年金証書（様式第5号）を交付する。

(滞納により脱退した者の受給申請)

第8条 規程第4条第2項第3号により脱退した者の受給申請は、第6条の規定を準用して共済契約者が行う。

2 前項の場合共済契約者は、受給金等をすみやかに本人に交付しなければならない。

(遺族年金、遺族一時金並びに遺族年金一時払の受給申請)

第9条 規程第11条第1項第1号の場合の遺族年金並びに規程第11条の4第1項第1号及び第2号の場合の遺族一時金の受給申請は、第6条の規定を準用して遺族が行う。この場合、受給申請書には本人の死亡を証明する書類及び本人と遺族の続柄を証明する書類を添付しなければならない。

2 規程第11条第1項第2号の場合の遺族年金、規程第11条の2の場合の遺族年金一時払並びに規程第11条の4第1項第3号及び第4号の場合の遺族一時金の受給申請は、会長に対して遺族が直接行う。

(慶弔給付の受給申請)

第10条 慶弔給付は、規程別表第5に定める支給要件が発生した都度加入者がその共済契約者を経て給付金受給申請書（様式第4号の2）にその支給要件の発生した事実を証明する書類を添えて会長あて提出しなければならない。ただし、加入者の死亡による給付金の受給申請については、前条第1項の規定に準じて遺族が行う。

(遺族の範囲及び順位)

第11条 規程及びこの運営規則にいう遺族とは次の各号に掲げる者とする。

- (1) 加入者又は加入者であった者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、加入者又は加入者であった者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 給付を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちあっては、当該各号に規定する順序による。

(同順位の遺族が2人以上あるときの処理)

第12条 給付を受ける権利を有する同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした請求は全員のたぬその金額についてしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

(支給未済の給付の受給者の特例)

第12条の2 規程及びこの運営規則に基づく給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付で、その支払を受けなかったものがあるときは、前2条の規定に準じて、これをその者の遺族に支給する。

(退職年金の支払時期等)

第13条 退職年金及び遺族年金は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期にそれぞれの前月分までを本人の届け出た方法により支払う。

(年金受給者に関する異動等の通知義務)

第14条 退職年金及び遺族年金の受給中の者が住所、氏名を変更し、若しくは受領印を改印し、又は年金の受領方法等を変更しようとするときは、直ちに会長に届け出なければならない。また、毎年1回、現況届を提出しなければならない。

(退職一時金等の支払時期)

第15条 規程第9条第1項による退職年金の一時払、規程第10条第1項による退職一時金、規程第11条第1項第1号による遺族年金を受ける権利を有する者が規程第11条の2第1項により遺族年金の一時払を希望した場合、規程第11条の4第1項第1号及び第2号による遺族一時金並びに規程第12条による慶弔給付は、それぞれ裁定をした日の属する月の翌月末までに、共済契約者を経て申請者に支払う。ただし、規程第11条第1項第2号による遺族年金を受ける権利を有する者が規程第11条の2第1項により遺族年金の一時払を希望した場合、並びに規程第11条の4第1項第3号及び第4号による遺族一時金は、直接申請者に支払う。

(端数処理)

第16条 給付金の給付にあたって円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て計算する。

(受給権の処分禁止)

第17条 給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。

(時効)

第18条 規程及び本運営規則に基づく給付をうける権利は、その給付事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によって消滅する。

(過払いの調整)

第19条 規程第8条により退職年金を受ける権利を有する者が死亡したとき、遺族からの手続きがおくれたことなどの事由により年金の過払いが生じたときは、規程第11条第2項第2号で定める遺族年金並びに規程第11条の4第2項第3号に定める遺族一時金の額から差し引き調整する。

(掛金の源泉控除)

第20条 共済契約者は、加入者の負担すべき掛金をその者の毎月の給与から控除することができる。

(掛金の納入)

第21条 共済契約者は、翌月10日までにその所属する加入者の掛金をとりまとめ、これに共済契約者の負担すべき掛金の額を加えて掛金請求書兼明細表(様式第6号)により納入しなければならない。

(納付遅延による損害の賠償等)

第22条 掛金の納入が遅れた場合は、年利10.95%の遅延損害金を徴収する。ただし、計算された額が500円未満の場合は徴収しない。

2 既納の掛金は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

(給与)

第23条 規程及びこの運営規則でいう給与とは、加入者が勤務の代償として受ける給料又は俸給及び各種の手当(月により変動する手当を除く。)をいう。

(標準給与月額)

第24条 規程及びこの運営規則でいう標準給与の等級及び月額は、毎年5月、6月、7月の給与の平均額に基づいて規程別表第6の区分により定める。

2 前項により決定された標準給与月額は、その年の10月から翌年の9月までの各月の標準給与月額とする。

3 あらたに加入者となった者の加入者となった月から最初の9月までの各月の標準給与月額は、加入者となった日現在のその者の給与に基づいて第1項の例により定めるものとする。

4 規程第4条第2項第2号ただし書の場合における標準給与月額の設定は、前項の規定を準用する。

5 共済契約者は、毎年8月1日にその所属する全加入者の5月から7月までの給与月額を給与月額算定基礎届(様式第7号)により会長に提出しなければならない。

(平均標準給与月額の算出方法)

第25条 規程でいう平均標準給与月額は、加入者が加入していた全加入期間の各月の標準給与月額の合計額を全期間で除して得た金額とする。ただし、規程第4条第2項第3号及び第4号に該当して脱退した者の起算日は、その者が最後に掛金を納入した月とする。

(標準給与月額の計算特例)

第26条 前条にかかわらず、昭和59年3月31日(以下「基準日」という。)以前に本会の共済制度に加入していた者の基準日現在までの各月の標準給与月額は、基準日前各月の標準給与月額を平均した額とする。ただし、加入期間(規程第6条に定める加入期間を含む。)が1年をこえるときは、直近1年をもって計算した額とする。

(事務の一部委託)

第27条 規程第15条より締結する信託契約に基づき規程第15条第1項で定める基金の運用、給付金の支給等事務の一部を当該信託会社に委託する。

(資産運用に関する同意手続き)

第28条 基金の運用については資産運用に関する同意書(様式第12号)により共済契約者の同意を得るものとする。

付 則

この規則は、昭和46年4月1日から実施する。

付 則

この規則は、昭和48年4月1日から実施する。

付 則

この規則は、昭和49年4月1日から実施する。

付 則

この規則は、昭和51年4月1日から実施する。

付 則

この規則は、昭和58年1月1日から実施する。

付 則

この規則は、昭和59年4月1日から実施する。

付 則

この規則は、昭和59年4月1日から実施する。

この規則は、昭和59年8月1日から実施する。
付 則
この規則は、昭和62年4月1日から実施する。
附 則
この規則は、平成6年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成8年5月29日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
附 則
この規則は、平成10年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成11年10月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成20年1月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成20年3月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成23年3月24日から施行する。
附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様 式：省 略

MEMO

MEMO

民間社会福祉事業従事者年金共済事業のご案内

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 社会福祉部 施設福祉課
〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 健康福祉総合センター7階
【電話】 045-201-2218 【FAX】 045-201-1661